

長崎県公立大学法人教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する細則

平成17年4月1日
細則第8号

改正 平成23年4月1日細則第2号
改正 平成24年3月9日細則第6号
改正 平成25年5月7日細則第7号
改正 平成26年4月1日細則第6号
改正 平成27年4月22日細則第12号
改正 平成28年3月14日細則第7号
改正 平成30年3月28日細則第2号
改正 令和2年12月11日細則第20号
改正 令和3年12月24日細則第43号
改正 令和5年3月31日細則第2号
改正 令和5年12月27日細則第8号
改正 令和7年3月21日細則第2号
改正 令和7年9月29日細則第12号
改正 令和7年12月2日細則第18号

(目的)

第1条 この細則は、長崎県公立大学法人教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程（平成17年規程第14号。以下「勤務時間等規程」という。）に基づき、教職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めることを目的とする。

一部改正 [令和7年細則第18号]

(休日の振替等)

第2条 勤務時間等規程第4条の理事長が別に定める期間は、同条の勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする4週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする8週間後の日までの期間とする。

2 勤務時間等規程第4条の理事長が別に定める勤務時間は、3時間から4時間45分までの間の時間とする。

3 理事長は、日曜日及び土曜日（以下「日曜日等」という。）の振替（勤務時間等規程第4条の規定に基づき勤務日を勤務を割り振らない日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を同条の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この項において同じ。）又は半日勤務時間の割振り変更（同条の規定に基づき勤務日（半日勤務時間のみが割り振られている日を除く。以下この条において同じ。）のうち半日勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間を勤務時間等規程第4条の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この条において同じ。）を行う場合には、日曜日等の振替又は半日勤務時間の割振り変更（以下「日曜日等の振替等」という。）を行った後において、日曜日等が毎4週間につき4日以上となるようにし、かつ、勤務日等（勤務時間等規程第9条第1項に規定する勤務日等をいう。第5条第1項において同じ。）が引き続き24日を超えないようにしなければならない。

4 理事長は、半日勤務時間の割振り変更を行う場合には、第1項に規定する期間内にある勤務日の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について割り振ることをやめて行わなければならない。

5 理事長は、日曜日等の振替等を行った場合には、教職員に対して速やかにその内容を通知するものとする。

一部改正 [平成27年細則第12号]、一部改正 [令和7年細則第18号]

(休憩時間)

第3条 休憩時間は、正規の勤務時間に含まれない。

- 2 教職員が勤務することを命ぜられた場合を除き、休憩時間に対しては、給与は支給されない。

一部改正〔令和7年細則第18号〕

(休憩時間)

第4条 削除

削除〔平成23年細則第2号〕

(育児を行う教職員の深夜勤務の制限の請求手続等)

第4条の2 勤務時間等規程第7条の4第1項の規定による請求は、深夜・時間外勤務制限請求書(様式第1号)により行うものとする。

- 2 前項の請求は、深夜における勤務(以下「深夜勤務」という。)の制限を請求する一の期間(1月以上6月以内の期間に限る。以下「深夜勤務制限期間」という。)について、その初日(以下「深夜勤務制限開始日」という。)及び末日(以下「深夜勤務制限終了日」という。)とする日を明らかにして、深夜勤務制限開始日の1月前までに行うものとする。
- 3 理事長は、第1項の請求に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該請求をした教職員に対して証明書類の提出を求めることができる。
- 4 第1項の請求がされた後、深夜勤務制限開始日とされた日の前日までに次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。
 - (1) 当該請求に係る子が死亡した場合
 - (2) 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした教職員の子でなくなった場合
 - (3) 当該請求をした教職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合
 - (4) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合
 - (5) 第1号、第2号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした教職員が勤務時間等規程第7条の4第1項に規定する教職員に該当しなくなった場合
- 5 深夜勤務制限開始日以後深夜勤務制限終了日とされた日の前日までに、前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、第1項の請求は、当該事由が生じた日を深夜勤務制限期間の末日とする請求であったものとみなす。
- 6 前2項の場合において、教職員は遅滞なく第4項各号に掲げる事由が生じた旨を理事長に届け出なければならない。
- 7 前項の規定による届出は、育児又は介護の状況変更届(様式第2号)により行うものとする。
- 8 第3項の規定は、第6項の規定による届出について準用する。

追加〔平成25年細則第7号〕

一部改正〔平成30年細則第2号、令和7年細則第18号〕

(育児を行う教職員の時間外勤務の制限の請求手続等)

第4条の3 勤務時間等規程第7条の4第2項及び第3項の規定による請求は、深夜・時間外勤務制限請求書(様式第1号)により行うものとする。

- 2 前項の請求は、勤務の制限を請求する一の期間について、その初日(以下「時間外勤務制限開始日」という。)及び期間(1年又は1年に満たない月を単位とする期間に限る。)を明らかにして、時間外勤務制限開始日の前日までに行うものとする。この場合において、勤務時間等規程第7条の4第2項による請求に係る期間と同条第3項による請求に係る期間と

が重複しないようにしなければならない。

- 3 理事長は、第1項の請求が、当該請求のあった日の翌日から起算して一週間を経過する日（以下「一週間経過日」という。）前の日を時間外勤務制限開始日とする請求であった場合で、勤務時間等規程第7条の4第2項及び第3項に規定する措置を講じるために必要があると認めるときは、当該時間外勤務制限開始日から一週間経過日までの間のいずれかの日に時間外勤務制限開始日を変更することができる。
- 4 理事長は、前項の規定により時間外勤務制限開始日を変更した場合においては、当該時間外勤務制限開始日を当該変更前の時間外勤務制限開始日の前日までに当該請求をした教職員に対し通知しなければならない。
- 5 第4条の2第3項の規定は、第1項の規定による請求について準用する。
- 6 第1項の請求がされた後、時間外勤務制限開始日の前日までに次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。
 - (1) 当該請求に係る子が死亡した場合
 - (2) 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした教職員の子でなくなった場合
 - (3) 当該請求をした教職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合
 - (4) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合
 - (5) 第1号、第2号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした教職員がそれぞれ勤務時間等規程第7条の4第2項又は第3項に規定する教職員に該当しなくなった場合
- 7 時間外勤務制限開始日から起算して勤務時間等規程第7条の4第2項及び第3項の規定による請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、これらの規定による請求は、時間外勤務制限開始日から当該事由が生じた日までの期間について請求があったものとみなす。
 - (1) 前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合
 - (2) 当該請求に係る子が小学校就学の始期に達した場合
- 8 前2項の場合において、教職員は遅滞なく第6項各号に掲げる事由が生じた旨を理事長に届け出なければならない。
- 9 前項の規定による届出は、育児又は介護の状況変更届（様式第2号）により行うものとする。
- 10 第5項の規定は、第8項の規定による届出について準用する。

追加〔平成25年細則第7号〕

一部改正〔平成30年細則第2号、令和7年細則第2号、令和7年細則第18号〕

（介護を行う教職員の深夜勤務及び時間外勤務の請求手続等）

第4条の4 第4条の2及び前条の規定（第4条の2第4項第3号から第5号まで及び前条第6項第3号から第5号までを除く。）は、勤務時間等規程第7条の4第4項に規定する要介護者を介護する教職員について準用する。この場合において、第4条の2第4項第1号及び前条第6項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、第4条の2第4項第2号及び前条第6項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした教職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした教職員との親族関係が消滅した」と、前条第3項中「第1項の」とあるのは「第1項に規定する勤務時間等規程第7条の4第3項の規定による」と、「勤務時間等規程第7条の4第2項及び第3項に」とあるのは「勤務時間等規程第7条の4第3項に」と、前条第7項中「次の各号」とあるのは「前項第1号又は第2号」と読み替えるものとする。

追加〔平成25年細則第7号〕

一部改正〔平成30年細則第2号、令和7年細則第18号〕

（代休日の指定）

- 第5条 勤務時間等規程第9条第1項の規定に基づく代休日（同項に規定する代休日をいう。以下同じ。）の指定は、勤務することを命じた休日を起算日とする8週間後の日までの期間内にあり、かつ、当該休日に割り振られた勤務時間と同一の時間数の勤務時間が割り振られた勤務日等（休日を除く。）について行わなければならない。
- 2 理事長は、教職員があらかじめ代休日の指定を希望しない旨申し出た場合には、代休日を指定しないものとする。
- 3 代休日の指定の手続に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

一部改正〔令和7年細則第18号〕

（年次休暇の日数）

- 第6条 勤務時間等規程第11条第1項第1号の細則で定める日数は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。ただし、その日数が労働基準法第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。
- (1) 斉一型短時間勤務教職員（育児短時間勤務教職員及び定年前再雇用短時間勤務職員のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。）20日に斉一型短時間勤務教職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数
- (2) 不斉一型短時間勤務教職員（育児短時間勤務教職員及び定年前再雇用短時間勤務職員のうち、斉一型短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ）155時間に不斉一型短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、7時間45分を1日として日に換算して得た日数

追加〔令和2年細則第20号〕、一部改正〔令和5年細則第2号、令和7年細則第18号〕

- 第6条の2 勤務時間等規程第11条第1項第2号の細則で定める日数は、その者の当該年における在職期間に応じ、斉一型短時間勤務教職員にあっては別表第3の上欄に掲げる1週間の勤務日の日数の区分ごとに定める日数とする。

追加〔令和2年細則第20号〕

- 第6条の3 次の各号に掲げる場合において、1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数（以下「勤務形態」という。）が変更されるときに当該変更の日以後における教職員員の年次休暇の日数は、当該年の初日に当該変更の日の勤務形態を始めた場合にあっては勤務時間等規程第11条第1項第1号又は第2号に掲げる日数に同条第2項の規定により当該年の前年から繰り越された年次休暇の日数を加えて得た日数とし、当該年の初日後に当該変更後の勤務形態を始めた場合において、同日以前に当該変更前の勤務形態を始めたときにあっては当該日数から当該年において当該変更の日の前日までに使用した年次休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、次の各号に掲げる率を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）（当該日数が変更の前日における日数を下回る場合は変更の前日における日数）とし、当該年の初日後に当該変更前の勤務形態を始めたときにあっては当該勤務形態を始めた日においてこの条の規定により得られる日数から同日以後当該変更の日の前日までに使用した年次休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、次の各号に掲げる率を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）（当該日数が変更の前日における日数を下回る場合は変更の前日における日数）とする。
- (1) 育児短時間勤務教職員が1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である育児短時間勤務（以下この条において「斉一型育児短時間勤務」という。）を始める場合、斉一型育児短時間勤務をしている教職員が引き続いて勤務形態を異にする斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務教職員が斉一型育児短時間勤務若しくは斉一型短時間勤務を終える場合 勤務形態の変更後における1週間の勤務日の日数を当該勤務形態の変更前における1週間の勤務日の日数で除して得た率

- (2) 育児短時間勤務教職員が、斉一型育児短時間勤務以外の育児短時間勤務（以下この条において「不斉一型育児短時間勤務」という。）を始める場合、不斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする不斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務教職員が不斉一型育児短時間勤務を終える場合 勤務形態の変更後における1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率
- (3) 斉一型育児短時間勤務をしている教職員が引き続いて不斉一型育児短時間勤務を始める場合 勤務形態の変更後における1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における勤務日ごとの勤務時間の時間数を7時間45分とみなした場合の1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率
- (4) 不斉一型育児短時間勤務をしている教職員が引き続いて斉一型育児短時間勤務を始める場合 勤務形態の変更後における勤務日ごとの勤務時間の時間数を7時間45分とみなした場合の1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率

追加 [令和2年細則第20号]、一部改正 [令和7年細則第18号]

（年次休暇の繰越し）

第6条の4 勤務時間等規程第11条第2項の理事長が別に定める日数は、一の年における年次休暇の20日（第6条各号に掲げる教職員にあっては、同条の規定による日数）を超えない範囲内の残日数（1日未満の端数を含むものとし、当該年の翌年の初日に勤務形態が変更される場合にあっては、当該残日数に前条各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める率を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数））とする。

一部改正[令和2年細則第20号、令和7年細則第18号]

（公傷休暇）

第7条 公傷休暇の期間は、医師の診断書に基づき必要と認められる期間とする。

（病気休暇）

第8条 病気休暇の期間は、90日（次に掲げる疾患で理事長が特に必要と認めるもの（以下「特定疾患」という。）のため療養する場合には、180日）を超えない範囲内において医師の診断書に基づき必要と認められる期間とする。

- (1) 脳血管疾患
- (2) 虚血性心疾患
- (3) 呼吸器系疾患
- (4) 肝臓疾患
- (5) すい臓疾患
- (6) 腎臓疾患
- (7) 糖尿病
- (8) 悪性新生物
- (9) 精神疾患

(10) 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第5条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する指定難病

2 教職員が、病気休暇後勤務に服した場合において、90日（特定疾患のため90日を超えて療養した場合には、180日）以内に同一疾病により再び病気休暇を受けようとするときは、その前後の休暇の期間は、通算するものとする。ただし、腎臓疾患により定期的に人工透析を行うために病気休暇を受けようとする場合にあっては、この限りでない。

3 教職員が、公傷休暇、健康管理休暇又は特別休暇（第11条第6号及び第9号の休暇を除く。）の期間中に負傷し、又は疾病にかかり、当該休暇期間満了後引き続き病気休暇を受けようとするときは、負傷又は疾病により勤務に服することができないと診断された日をもって、その病気休暇期間の起算日とする。

一部改正〔平成26年細則第6号、平成27年細則第12号、令和7年細則第2号、
令和7年細則第18号〕

(療養休暇)

第9条 療養休暇の期間は、1年を超えない範囲内において医師の診断書に基づき必要と認められる期間とする。

- 2 教職員が、療養休暇後勤務に服した場合において、1年以内に再び療養休暇を受けようとするときは、その前後の療養休暇の期間は、通算するものとする。
- 3 教職員が、病気休暇中に結核性疾患にかかったときは、結核性疾患と診断された日から療養休暇を与えるものとし、療養休暇の期間には、病気休暇の期間を通算するものとする。
- 4 教職員が、療養休暇中にその疾病が結核性疾患でないと診断されたときは、既に与えられた療養休暇の期間が90日（その疾病が特定疾患である場合には、180日。以下この項において同じ。）を超えているときは、病気休暇は与えないものとし、90日を超えていないときは、療養休暇の期間を通算して90日を超えない範囲内において病気休暇を与えるものとする。

(健康管理休暇)

第10条 健康管理休暇の期間は、必要と認められる期間とする。

一部改正〔令和7年細則第2号、令和7年細則第18号〕

(特別休暇)

第11条 勤務時間等規程第16条の理事長が別に定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。

- (1) 教職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合 必要と認められる期間
- (2) 教職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき 一の年において5日（育児短時間勤務教職員にあっては、その者の1週間当たりの平均勤務日数に応じ別表第4の日数欄に掲げる日数）の範囲内の期間
 - ア 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動
 - イ 身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって理事長が別に定めるものにおける活動
 - ウ 国、地方公共団体又は自治会、婦人会等の公共的団体が主催又は共催する会議やイベント等の地域づくりに係る活動において、教職員が公共的団体の構成員として、当該活動の企画・運営の役割を担って参加する活動
 - エ P T Aの総会等や学校行事において、教職員がP T Aの役員として参加する活動
 - オ ア、イ、ウ及びエに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動
- (3) 教職員が結婚した場合 7日の範囲内の期間
- (3の2) 教職員が不妊治療又は不育症の治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において5日（当該通院等が体外受精その他の理事長が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内の期間
 - ア 「不妊治療」とは、不妊の原因等を調べるための検査、不妊の原因となる疾病の治療、タイミング法、人工授精、体外受精、顕微授精等をいう。
 - イ 「不育症の治療」とは、不育症の原因等を調べるための検査、不育症の治療をいう。
 - ウ 「通院等」とは、医療機関への通院、医療機関が実施する説明会への出席（これらにおいて必要と認められる移動を含む。）等をいう。
 - エ 「理事長が定める不妊治療」は、体外受精及び顕微授精とする。
- (4) 8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である女子職員が請

求した場合 出産の日までの請求した期間

- (5) 女子職員が出産（妊娠85日以上分娩をいう。）した場合出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間
- (6) 生後2年に達しない子を育てる教職員（育児短時間勤務教職員にあっては、生後1年に達しない子を育てる教職員）が、育児の時間を請求した場合 1日2回それぞれ60分間（育児短時間勤務教職員にあっては、1日2回それぞれ30分間）
- (7) 教職員の妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の出産に伴い、子又は妻の世話、介護等のため勤務に服することができない場合 3日の範囲内の期間
- (8) 教職員の親族（別表の親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合 親族に応じ同表の日数欄に掲げる日数（葬祭のため遠隔の地に赴く場合にあっては、実際に要した往復日数を加えた日数）の範囲内の期間
- (9) 教職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のために請求した場合 一の年の6月から9月（理事長が特に必要と認める場合にあっては10月）までの期間内における原則として連続する5日（育児短時間勤務教職員にあっては、その者の1週間当たりの平均勤務日数に応じ別表第4の日数欄に掲げる日数）の範囲内の期間
- (10) 妊娠中の女子教職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合 妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から分娩までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）の割合で、1日の範囲内の期間
- (11) 教職員が35歳、45歳又は55歳に達する日の属する年度において心身のリフレッシュを図る場合（これに準ずるものとして理事長が別に定める場合を含む。） 連続する3日の範囲内の期間
- (12) 前各号に掲げるもののほか、理事長が特に必要と認める場合 必要と認められる期間

一部改正 [平成24年細則第6号、平成26年規程第6号、平成27年細則第12号、令和2年細則第20号、令和3年細則第43号、令和5年細則第8号、令和7年細則第18号]

（介護休暇）

第12条 勤務時間等規程第17条第1項の理事長が別に定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 祖父母、孫及び兄弟姉妹
 - (2) v 又は配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。別表において同じ。）との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び教職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で理事長が定めるもの
- 2 勤務時間等規程第17条第1項の理事長が別に定める期間は、2週間以上の期間とする。
- 3 介護休暇の単位は、1日又は1時間とする。
- 4 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ4時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

一部改正 [平成27年細則第12号、令和7年細則第12号、令和7年細則第18号]

（介護時間）

第12条の2 介護時間の単位は、30分とする。

- 2 長崎県公立大学法人教職員育児休業等規程（平成17年規程第15号）第9条第1項の規定による同条第2項第1号に掲げる範囲内で申し出る部分休業又は第11条第6号の特別休暇の承認により勤務しない時間がある日の介護時間については、1日につき2時間から当該部分休業又は特別休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内の時間とする。

追加[平成30年細則第2号]、一部改正 [令和7年細則第12号、令和7年細則第18号]

(休暇の算定)

- 第13条 休暇（介護休暇及び介護時間を除く。次項において同じ。）の単位は、第11条第6号の特別休暇については60分間（育児短時間勤務教職員及び定年前再雇用短時間勤務職員にあっては、30分間）、年次有給休暇、病気休暇（第8条第1項第8号に規定する疾患のために治療する場合、又は第8条第2項ただし書の適用を受けるものに限る。）及び特別休暇（第11条第6号の休暇を除く。）については1日又は1時間、その他の休暇については1日とする。
- 2 1時間を単位として与えた休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める時間数をもって1日とする。ただし、これにより難しい場合は、理事長が別に定める。
- (1) 次号から第4号までに掲げる教職員以外の教職員 7時間45分
- (2) 育児休業等規程第10条第1項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態の育児短時間勤務教職員 次に掲げる規定に掲げる勤務の形態の区分に応じ、次に掲げる時間数
- ア 育児休業等規程第10条第1項第1号 3時間55分
- イ 育児休業等規程第10条第1項第2号 4時間55分
- ウ 育児休業等規程第10条第1項第3号又は第4号 7時間45分
- 3 休日をはさんで休暇を与えた場合は、年次有給休暇並びに第11条第2号、第9号及び第11号の特別休暇の場合を除いて、休日は、それぞれの休暇の期間内の日とする。

一部改正[平成30年細則第2号、令和2年細則第20号、令和7年細則第2号、令和7年細則第18号]

(休暇の承認)

- 第14条 勤務時間等規程第18条の理事長が別に定める特別休暇は、第11条第4号から第6号までの休暇とする。
- 2 理事長は、公傷休暇、病気休暇、療養休暇、特別休暇（前項に規定するものを除く。次条第2項において同じ。）の介護休暇又は介護時間の請求について、勤務時間等規程第12条から第14条まで及び第17条第1項若しくは第18条第1項に定める場合又は第11条各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、業務の運営に支障があり、他の時期においても当該休暇の目的を達することができると認められる場合は、この限りでない。

一部改正 [平成25年細則第7号、平成30年細則第2号]

(休暇の請求及び申出手続)

- 第15条 年次有給休暇を使用しようとする教職員は、あらかじめその期間を記載した書面によりその時季を理事長に届け出なければならない。
- 2 病気休暇及び特別休暇の承認を受けようとする教職員は、あらかじめその事由及び期間を記載した書面を理事長に提出しなければならない。
- 3 健康管理休暇を請求しようとする女子教職員は、その期間を記載した書面を、第11条第4号の特別休暇を請求しようとする女子教職員は、その事由及び期間を記載した書面をあらかじめ理事長に提出しなければならない。
- 4 教職員が、病気、災害その他やむを得ない事由により前3項に規定する書面をあらかじめ提出できなかった場合には、速やかにその書面を提出し、第2項の場合には、その承認を受けなければならない。
- 5 第11条第5号に掲げる場合に該当することとなった女子教職員は、その旨を記載した書面により速やかに理事長に届け出るものとする。
- 6 第11条第6号の特別休暇を請求しようとする職員は、あらかじめその期間を理事長に申し出なければならない。
- 7 介護休暇又は介護時間を申し出る教職員は、あらかじめ理事長が別に定める事項を記載した書面を、原則として介護休暇開始予定日の2週間前までに理事長に提出しなければならない。

い。なお、介護休暇の申出書が提出されたときは、理事長は当該介護休暇を申し出た者に対し、書面を交付するものとする。

8 理事長は、休暇について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができる。

一部改正〔平成25年細則第7号、平成30年細則2号、令和7年細則第18号〕

（3歳に満たない子を養育する職員に対する措置を講じる期間）

第15条の2 勤務時間等規程第19条の2第2項の理事長が別に定める期間は、対象職員の子が1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日までの1年間とする。

追加〔令和7年細則第12号〕

（補則）

第16条 この細則に規定するもののほか、勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項は、関係法令又は理事長が別に定めるところによる。

一部改正〔平成25年細則第7号〕

附 則

この細則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日細則第2号）

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月9日細則第6号）

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年5月7日細則第7号）

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日細則第6号）

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月22日細則第12号）

この細則は、平成27年4月22日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成30年3月28日細則第2号）

この細則は、平成30年3月28日から施行し、改正後の長崎県公立大学法人職員の勤務時間、休日及び休暇に関する細則の規定は、平成29年4月1日から適用する。

附 則（令和2年12月11日細則第20号）

この細則は、令和2年12月11日から施行する。

附 則（令和3年12月24日細則第43号）

この細則は、令和4年1月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日細則第2号）

この細則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年12月27日細則第8号）

この細則は、令和6年1月1日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 21 日細則第 2 号）
この細則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 9 月 29 日細則第 12 号）
この細則は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 12 月 2 日細則第 18 号）
この細則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 8 条関係）

疾 患 名
球脊髄性筋萎縮症
筋萎縮性側索硬化症
脊髄性筋萎縮症
原発性側索硬化症
進行性核上性麻痺
パーキンソン病
大脳皮質基底核変性症
ハンチントン病
神経有棘赤血球症
シャルコー・マリー・トゥース病
重症筋無力症
先天性筋無力症候群
多発性硬化症／視神経脊髄炎
慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー
封入体筋炎
クロウ・深瀬症候群
多系統萎縮症
脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く）
ライソゾーム病
副腎白質ジストロフィー
ミトコンドリア病
もやもや病
プリオン病
亜急性硬化性全脳炎
進行性多巣性白質脳症
HTLV-1 関連脊髄症
特発性基底核石灰化症
全身性アミロイドーシス
ウルリッヒ病
遠位型ミオパチー
ベスレムミオパチー
自己食食空胞性ミオパチー
シュワルツ・ヤンペル症候群
神経線維腫症
天疱瘡
表皮水疱症
膿疱性乾癬（汎発型）
スティーヴンス・ジョンソン症候群
中毒性表皮壊死症
高安動脈炎

巨細胞性動脈炎
結節性多発動脈炎
顕微鏡的多発血管炎
多発血管炎性肉芽腫症
好酸球性多発血管炎性肉芽腫症
悪性関節リウマチ
バージャー病
原発性抗リン脂質抗体症候群
全身性エリテマトーデス
皮膚筋炎／多発性筋炎
全身性強皮症
混合性結合組織病
シェーグレン症候群
成人スチル病
再発性多発軟骨炎
ベーチェット病
特発性拡張型心筋症
肥大型心筋症
拘束型心筋症
再生不良性貧血
自己免疫性溶血性貧血
発作性夜間ヘモグロビン尿症
特発性血小板減少性紫斑病
血栓性血小板減少性紫斑病
原発性免疫不全症候群
IgA 腎症
多発性嚢胞腎
黄色靱帯骨化症
後縦靱帯骨化症
広範脊柱管狭窄症
特発性大腿骨頭壊死症
下垂体性 ADH 分泌異常症
下垂体性 TSH 分泌亢進症
下垂体性 PRL 分泌亢進症
クッシング病
下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症
下垂体性成長ホルモン分泌亢進症
下垂体前葉機能低下症
家族性高コレステロール血症（ホモ接合体）
甲状腺ホルモン不応症
先天性副腎皮質酵素欠損症
先天性副腎低形成症
アジソン病
サルコイドーシス
特発性間質性肺炎
肺動脈性肺高血圧症
肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症
慢性血栓塞栓性肺高血圧症
リンパ管筋腫症
網膜色素変性症
バッド・キアリ症候群
特発性門脈圧亢進症
原発性胆汁性肝硬変

原発性硬化性胆管炎
自己免疫性肝炎
クローン病
潰瘍性大腸炎
好酸球性消化管疾患
慢性特発性偽性腸閉塞症
巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症
腸管神経節細胞僅少症
ルビンシュタイン・テイビ症候群
CFC 症候群
コステロ症候群
チャージ症候群
クリオピリン関連周期熱症候群
全身型若年性特発性関節炎
TNF 受容体関連周期性症候群
非典型溶血性尿毒症症候群
ブラウ症候群

別表第 2（第11条及び第12条第 1 項関係）

一部改正[平成28年細則第 7 号、令和 7 年細則第18号]

親族		日数
配偶者		10日
血族	父母	7日
	子	5日
	祖父母	3日
	孫	1日
	兄弟姉妹	3日
	伯叔父母	1日
姻族	父母	3日
	子	1日
	祖父母	1日
	兄弟姉妹	1日
	伯叔父母	1日

備考 姻族が死亡した場合で、生計を一にする姻族の場合又は教職員若しくは教職員の配偶者が喪主の場合は、血族に準ずるものとする。

別表第 3（第 6 条の 2 関係）

追加[令和 2 年細則第20号]

在職期間	1週間の勤務日の日数			
	5日	4日	3日	1日
1月に達するまでの期間	2日	1日	1日	1日
1月を超え2月に達するまでの期間	3日	3日	2日	1日
2月を超え3月に達するまでの期間	5日	4日	3日	2日
3月を超え4月に達するまでの期間	7日	5日	4日	3日
4月を超え5月に達するまでの期間	8日	7日	5日	3日

5月を超え6月に達するまでの期間	10日	8日	6日	4日
6月を超え7月に達するまでの期間	12日	9日	7日	5日
7月を超え8月に達するまでの期間	13日	11日	8日	5日
8月を超え9月に達するまでの期間	15日	12日	9日	6日
9月を超え10月に達するまでの期間	17日	13日	10日	7日
10月を超え11月に達するまでの期間	18日	15日	11日	7日
11月を超え12月に達するまでの期間	20日	16日	12日	8日

別表第4（第11条第2号及び9号関係）

追加[令和2年細則第20号]

1週間当たりの平均勤務日数	日数
5日	5日
4日	4日
3日	3日
2日	2日